

第七号

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二十五条及び」に、「以下」を「第六条第一項を除き、以下」に改める。

第六条第一項中「子ども・子育て支援法」を「認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定により審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項の調査審議並びに子ども・子育て支援法」に改め、「事務」の下に「の処理」を加え、「処理する」を「行う」に改める。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第九条の規定による行為として、知事が同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項の規定により審議会その他の合議制の機関の意見を聴く場合には、この条例の施行前においても、改正後の徳島県社会福祉審議会設置条例の例により、同項の規定により審議会その他の合議制の機関の権限に属させられた事項を調査審議することができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、知事が幼保連携型認定こども園の設置の認可等をしようとする際に意見を聴くための審議会その他の合議制の機関を置くものとされたことに鑑み、徳島県社会福祉審議会をこれに充てる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。